

公立大学法人尾道市立大学における公的研究費に関する不正防止計画

平成27年3月1日

(目的)

第1条 この計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイド・ライン（実施基準）」（以下、「実施基準」という。）の改正により、公立研究費に関する不正防止計画（以下、「不正防止計画」という。）の策定が義務化されたことに伴い、公立大学法人尾道市立大学（以下、「本学」という。）の不正防止計画を定めることを目的とする。

(不正防止計画)

第2条 公的研究費の使用時に想定される不正要因に対して、本学における不正防止計画を別表のように定める。

(実施体制)

第3条 公立大学法人尾道市立大学における科学研究費補助金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程（平成26年改正規程第172号）に定める最高責任者が、総括責任者及びコンプライアンス推進者とともに、不正防止計画の基本方針を策定・周知する。

(不正防止計画の点検・評価)

第4条 最高責任者は、統括責任者及びコンプライアンス推進者とともに実効性のある対策とするために、必要に応じて不正防止計画を見直し、必要な予算や人員配置等の措置を行う。

(窓口)

第5条 不正防止計画に関する窓口を総務課に設置する。

2 不正防止計画の窓口は、本計画を外部に公表する。

付 則

不正防止計画は、平成27年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

不正防止計画

1. 責任体系明確化

不正発生の要因	不正防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	定例の打ち合わせ会等において、各責任者に対し責任体系を説明し、意識の低下を防止する。また、各責任者の異動に際しては、引継等を行い、責任体系の一旦を担ってもらう。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールの理解が低い。	採択された研究者には、年度当初に事務処理手続きに関する書類を配布するとともに、直接、科研費担当職員が説明する。
<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 ・研究費が税金によってまかなわれていることに対する意識が低い。 ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員に対し行動規範の周知徹底を図りコンプライアンス教育を義務化し、同意識の向上を促す。 ・研究構成員から研究費を適切に使用する旨の誓約書を提出させる。 ・不正使用を行った場合は、本学の不正行為調査委員会の本調査結果をもとに、HP上に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時までに行った措置等を公表する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

不正発生の要因	不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する場合がある。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、科研費担当者が必要に応じ改善を求める。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が生じる。	交付申請書に基づき、科研費担当者は定期的な予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて研究者に改善を求める。
取引業者が研究者または事務職員と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業者と不正な取引がないように、取引業者（年間取引額が30万以上となる見込のもの）から不正経理等に協力しない旨の誓約書を提出させる。 ・不正な取引を行った業者については、取引停止とすることにより、他の業者への注意喚起にもつながる。 ・本学の研究者または事務職員から架空伝票の作成依頼があった場合には、直ちに本学の通報窓口に通報することを要請する。
旅行事実の確認が不十分なため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者が公的研究費を使用した出張については、出張報告書や旅行の事実を証明するものの提出を義務づける。 ・出張旅費および宿泊費については、本学の規程を適用する。
研究者が業者に直接発注することで、検収ができないと同時に預け金等の不正の温床になっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者と業者との関係を遮断し、科研費担当職員が、見積および発注業務を行う。 ・検収は、すべて科研費担当職員が行う。
雇用契約者等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金が防止できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者には、すべて事務局で出勤簿への押印を義務付ける。 ・科研費担当者は、勤務実態が雇用稟議書通りか否かを確認するため、抜き打ちで研究室等の就労場所を確認する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止計画
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	コンプライアンス教育の中に使用ルール説明を加え、公的研究費の業務（運営・管理）に携わる構成員の参加を義務づける。

6. モニタリングの充実

不正発生の要因	不正防止計画
不正防止を推進する体制の検証及び不正発 生要因に着目したモニタリングを行い、不正 発生のリスクを除去する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">不正要因を除去するために研究者と科研費 担当者が定期的に意見交換を行い、不正の 要因となり得る使用ルールの見直しを行 う。内部監査の実施にあたっては、会計書類 の形式的要件のチェックや使用ルールと の照合を行うと同時に換金性の高い物品 (パソコン等) のチェックを行う。